

国の「酷暑乗り切り緊急支援」に基づき、都市ガス料金を値引きします

令和6年7月18日
上越市ガス水道局

当局では、経済産業省の「酷暑乗り切り緊急支援^{※注}（以下、「本支援」という。）」によるガス料金の軽減措置を実施します。

本支援は、国が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行ったガス小売事業者に対し、その原資を国が支援するものです。

該当する期間における各月の従量料金単価から、それぞれ下記のとおり値引きを行います。

なお、本支援による値引きに際して、お客さまご自身が手続きを行う必要はありません。

対象期間	値引き単価
令和6年8月使用（9月検針）分及び 9月使用（10月検針）分	1 m ³ 当たり <u>17.5円</u> （税込み）
令和6年10月使用（11月検針）分	1 m ³ 当たり <u>10円</u> （税込み）

<値引き額の例>

市内の標準的な家庭（月の使用量 35 m³）の場合

8月、9月使用分：値引き額=35 m³×17.5円=612円（税込み）

10月使用分：値引き額=35 m³×10円=350円（税込み）

※注：本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

Tel 025-522-5518 内線 311